

消費者の皆さまからよくある質問（資金移動業編）

Q1. 資金移動業とはどのようなものですか。

銀行以外のもが行う 100 万円以下の送金のことです。従前は銀行以外が送金業務を行うことは禁止されていましたが、「資金決済法」の施行により、事前に内閣総理大臣の登録を受ければ 100 万円以下の送金ができるようになりました。

Q2. 銀行で行う送金と資金移動業者が行う送金は違うのですか。

①取り扱う金額、②経営形態、③業者が破産した場合の利用者保護の仕組みが違います。また、資金移動業者には利用前に利用者に銀行の行う送金ではないことを説明する義務があります。①について、銀行の行う送金は取扱金額に制限はないのに対し、資金移動業者の行う送金は1回あたり 100 万円以下に限られています。②について、銀行は銀行業務以外の業務を行うことが禁止されているほか、自己資本比率等に制限がありますが、資金移動業者は資金移動業以外の業務も行えるほか、資本金の制限がなく、会社の形態は株式会社に限られています。③について、銀行は預金保険法によって決済債務が全額保護されることになっていますが、資金移動業者は利用者から預かったのと同額以上の資金を供託する義務があり、その中から還付手続きが行われます（Q10 参照）。

Q3. 資金移動業者の行う送金は安全ですか。

資金移動業者になるには事前に内閣総理大臣の登録を受けなければならない、資金移動業者は事前に審査を受けています。また、送金した資金は、送金した相手に届くまで全額保全することが資金決済法で義務付けられています（Q8 参照）。

Q4. 資金移動業者の登録はどこで分かりますか。

金融庁又は財務局のウェブページで確認できます。内閣総理大臣の登録を受けた資金移動業者は、金融庁又は財務局のウェブページに掲載されています。また、財務局の登録番号も付与されているので、確認しましょう。

Q5. 資金移動業は誰でも利用できますか。

誰でも利用できます。資金移動業者が扱う送金額には制限がありますが、送金内容には制限がありません。100 万円以下であれば、個人間の送金に限らず、事業者間での送金も取り扱うことができます。

Q6. 資金移動業者の行う送金額に制限はありますか。

100 万円以下の送金に限られます。資金決済法で、資金移動業者が行う送金額は手数料やその他の費用を除いて 100 万円以下と上限が定められています。外貨での送金の場合は、

日本円に換算して 100 万円以下の金額に限られます。

Q7. 手数料はかかりますか。

手数料がかかる場合、資金移動業者は利用者に対して情報提供をする義務があります。手数料がかかるのか、また、その金額がいくらかは資金移動業者によって異なります。しかし手数料がかかる場合は、資金移動業者は利用者に対して情報提供をすることが資金決済法で義務付けられています。送金の依頼をするときに資金移動業者に確認しましょう。

Q8. 依頼した送金途中の資金は安全ですか。

送金した資金は、送金した相手に届くまで全額保全することが資金決済法で義務付けられています。いつ送金した相手に届いたとみなすかは資金移動業者によって違う可能性があるため、送金の依頼をするときに確認しましょう。

Q9. 送金を依頼したところ、本人かどうかの確認資料を求められた。どうしてですか。

一定の場合、資金移動業者には本人確認義務が課せられるからです。資金移動業者は犯罪収益移転防止法上、特定取引（①10万円以上の送金・受け取り、②送金を継続的に又は反復して行う契約を結んだ時）を行うときには、本人確認をすることが求められています。

Q10. 資金移動業者が倒産した場合、送金途中の資金はどうなりますか。

送金した資金は、送金した相手に届くまで全額保全することが資金決済法で義務付けられており、資金移動業者が倒産した場合でも送金途中の資金は全額返ってきます。資金移動業者には、利用者から預かったのと同額以上の資金を供託（発行者が破産した場合、返金の原資になるお金を法務局等に預けること）する義務があり、その中から還付手続きが行われます。

Q11. 資金移動業者との間でトラブルとなりました。どうすればよいですか。

資金移動業者には利用者を保護するため、トラブル時の対処方法を定めておく義務があります。まず、資金移動業者が公表している苦情相談窓口を探して問合わせてみましょう。また、資金移動業者は金融 ADR 制度（Q12 参照）適用の対象となっていますので、仲立ちをしてくれる機関（指定紛争解決機関）があるかどうかを調べましょう。仲立ちをしてくれる「指定紛争解決機関」がある場合はそこに連絡してみましょう。ない場合は、消費生活センターに相談してみましょう。

Q12. 金融 ADR とは何ですか。

訴訟を起さずに、第三者に仲立ちしてもらいながら当事者同士の話し合いで解決を目

指す制度のことです。一般的に訴訟に比べてコスト・時間の負担が少なく、個別の事情に応じた柔軟な解決が見込めます。